タッチ決済乗車取扱規則

目次

第１章　総則（第１条～第８条）
第２章　使用（第９条～第15条）
第３章　無効（第16条～第17条）
第４章　雑則（第18条）

第１章　総則

（目的）

第１条 この規則は、大阪シティバス株式会社運送約款（乗合）（以下「当社運送約款」という。）及び乗合自動車運送約款取扱規則に基づき、大阪シティバス株式会社（以下「当社」という。）が経営する乗合自動車の路線（以下「当社線」という。）におけるＥＭＶコンタクトレス方式を用いた決済（以下「タッチ決済」という。）による乗車に関し、その取扱い、運賃及び料金等に関して必要な事項を定め、旅客の利便性向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条 タッチ決済による、当社線にかかる旅客運送については、この規則に定めるところによる。

２　この規則に定めのない事項については、当社運送約款及び乗合自動車運送約款取扱規則の規定による。

３　当社線とタッチ決済による共通利用が可能な社局線（以下「社局線」という。）内の運送等については、当該社局の営業規則又は運送約款等の定めによる。

（用語の意義）

第３条 この規則における主な用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

⑴　「タッチ決済カード」とは、タッチ決済機能を有し、第４号に定める「読取機」において認証ができるクレジトカード、デビットカード及びプリペイドカードをいう。

⑵　「タッチ決済カード等」とは、タッチ決済カード及びタッチ決済カードの機能を搭載し、第４号に定める「読取機」において認証ができるモバイルデバイスをいう。

⑶　「発行者」とは、当社線の乗車に使用可能なタッチ決済の機能を提供する者をいう。

⑷　「読取機」とは、タッチ決済カード等からタッチ決済に必要な情報を読み取るために、乗合自動車内に設置された車載機器をいう。

⑸　「管理サーバ」とは、タッチ決済乗車に必要となる各種のデータ（識別情報、乗降情報、利用履歴等）を管理するサーバをいいます。

（使用可能なタッチ決済カード）

第４条　当社線で使用可能なタッチ決済カードの国際ブランド等は、別表１のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、発行者が当社線で使用できない旨を明らかにしているタッチ決済カード等又は発行者の判断で使用制限をしているタッチ決済カード等については、当社線で使用することができない。

（契約の成立時期）

第５条　タッチ決済による旅客運送の契約は、乗車の時に成立する。

（取り扱い路線）

第６条　当社がタッチ決済乗車を取り扱う路線は、乗合自動車運送約款取扱規則の第２条第１項及び第２項に定める路線及びこの規則の別表２に定める特定の路線の全線とする。

（旅客の同意）

第７条　タッチ決済カード等を使用する旅客は、この規則及びこの規則に基づいて定められた規程を承認し、かつ、これに同意したものとする。

（利用環境）

第８条　タッチ決済カード等は、旅客が自らの責任において準備、維持しなければならない。なお、タッチ決済カード等の利用における情報端末の通信費用等については、旅客が負担するものとする。

２　タッチ決済カード等は、タッチ決済機能が所定の仕様に従って適切に動作することを前提とし、表示不良や環境設定に起因する不具合、故障またはバッテリー切れ、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスの状態が不安定等の事由により使用できる状態にない場合は、使用することができない。

第２章　使用

（使用方法）

第９条　タッチ決済カード等は、第６条に定める路線において、旅客が降車の際、読取機に接触させることにより使用することができる。

（適用運賃）

第10条　タッチ決済乗車には、乗合自動車運送約款取扱規則別表３の１のア及び同規則別表６のうち本規則の別表２に定める路線の大人普通旅客運賃を適用する。小児がタッチ決済カード等を使用した場合も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、タッチ決済カード等を使用する旅客本人から、読取機にタッチ決済カード等を接触させる前に申し出がある場合に限り、当社の乗務員が次の各号に掲げる処理を取り扱うものとする。

⑴　複数人精算（同一区間での乗車に限る）

⑵　乗合自動車運送約款取扱規則別表３の１のイ及び同規則の別表６のうち本規則の別表２に定める路線の小児普通旅客運賃の適用

⑶　乗合自動車運送約款取扱規則別表３の５の（１）及び同規則別表６のうち本規則の別表２に定める路線の特別割引運賃の適用

３　前項第３号の適用を受けようとする旅客は、読取機にタッチ決済カード等を接触させる前に、身体障がい者等割引規則第６条に規定する手帳等若しくは地方公共団体発行割引証等取扱規則第６条第２号に規定する運賃割引証を当社の乗務員に提示、又は乗合自動車運送約款取扱規則第37条に規定する割引証を提出しなければならない。

４　前各項の定めにかかわらず、当社が特別の条件を別途定めて、割引運賃を適用することがある。この場合、その適用条件及び割引内容等は、当社ホームページに掲載するものとする。

（効力）

第11条　タッチ決済カード等を第９条の規定により使用する場合の効力は、次に定めるとおりとする。

⑴　当該区間片道１回の乗車に限り有効とする。

⑵　途中下車の取扱いはしない。

（使用上の制限事項）

第12条　旅客は、１回の乗車につき、２以上のタッチ決済カード等を同時に使用することができない。

２　タッチ決済カード等は、他の乗車券等と併用して使用することができない。

３　偽造、変造若しくは不正に作成され、又は不正に取得されたタッチ決済カード等は、使用することができない。

（降車の制限）

第13条　次の各号の１に該当する場合は、タッチ決済カード等を使用して降車することはできない。

⑴　タッチ決済カード等の破損、読取機の故障又は発行者の都合等やむを得ない事情によりタッチ決済の処理ができないとき

⑵　発行者によって、使用制限がされたタッチ決済カード等により入場しようとするとき

（免責事項）

第14条　タッチ決済カード等の読取不良又は使用制限等により生じた損害については、当社はその責を負わないものとする。

２　タッチ決済カード等の表示不良又は環境設定等により生じた損害については、当社はその責を負わないものとする。

（運賃及び料金の請求）

第15条　運賃及び料金は、発行者が旅客に請求するものとし、その方法は発行者が別に定める。

第３章　無効

（無効となる場合等）

第16条　次の各号の一に該当する場合は、当該タッチ決済乗車を無効とする。

⑴　偽造、変造及び不正に作成されたタッチ決済カード等を使用したとき又は使用しようとしたとき

⑵　使用資格を限定したタッチ決済カード等をその資格を有しない旅客が使用したとき

⑶　乗車開始後のタッチ決済カード等を他人から譲り受けて使用したとき

⑷　タッチ決済カード等をその使用条件に基づかないで使用したとき

⑸　発行者が定める規約等に反する方法により、タッチ決済カード等を使用したとき

⑹　その他、タッチ決済カード等を不正乗車の手段として使用したとき

（不正使用等の旅客に対する割増運賃の徴収）

第17条　前条の規定によりタッチ決済カード等を無効とした場合は、普通運賃及び割増運賃を徴収する。徴収する額は、当社運送約款第29条の規定を準用する。

第４章　雑則

（施行の細目）

第18条　この規則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、２０２５年11月１日から施行する。

附　則

この規則は、２０２５年12月１日から施行する。

附　則

この規則は、２０２６年１月27日から施行する。

附　則

この規則は、２０２６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、２０２６年６月27日から施行する。

附　則

この規則は、２０２６年７月18日から施行する。

附　則

この規則は、２０２６年９月12日から施行する。

附　則

この規則は、２０２６年10月17日から施行する。

別表１（第４条関係）

当社線で使用可能なタッチ決済カードの国際ブランド等

Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、Discover、銀聯

別表２（第６条関係）　タッチ決済を取り扱う特定の路線

系統番号
17929号系統（臨時運行）
19909号系統（臨時運行）
19929号系統（臨時運行）
19939号系統（臨時運行）
19949号系統（臨時運行）
31709号系統（臨時運行）
31749号系統（臨時運行）
39949号系統（臨時運行）
243Ａ号系統（IKEA鶴浜⇔大正シャトルバス）